

## 岡崎市止水板等設置工事補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市総合雨水対策計画において基本施策とされた「水害リスクの回避」を実現させるためのプロジェクトである「水害防止対策（自助・共助活動）の推進」に基づき、浸水被害の防止又は軽減を図るため、対象建築物に止水板等の設置を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 止水板等 屋外から対象建築物への雨水の侵入を阻むため、対象建築物の出入口又は開口部等に非常時に設置される板等（浸水に耐える丈夫な材質で、繰り返し使用が可能なものに限る。）であって、市長が認めるものをいう。
- (2) 関連工事 止水効果を補完し、又は高めるものとして、止水板等を設置する工事と一体として実施する工事であって、市長が必要と認めるものをいう。
- (3) 対象建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物の内、岡崎市の市街化区域にあって、浸水により被災者台帳に記載されているもの、岡崎市浸水実績図に基づく浸水区域にあるもの又は岡崎市みずから暮らしを守るマップにより浸水被害発生のおそれがあると認められるものをいう。

### (補助金交付対象工事)

第4条 この要綱による補助金の交付を行う対象となる工事は、対象建築物に止水板等を設置する工事及び設置に伴う関連工事（以下「止水板等設置工事」という。）とする。

### (補助金交付対象者)

第5条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、止水板等設置工事を行う対象建築物の所有者及び使用者とする。

2 前項の規定によらず、次の各号に掲げる者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 国・地方公共団体及びこれらに準ずる団体
- (2) 止水板等の設置に対して、この要綱による補助金の交付以外に助成（移転補償金を含む。）を受けている者
- (3) 平成30年9月1日以降に建築基準法第7条第5項及び第7条の2第5項に定める検査済証を受けた、新築の対象建築物に止水板等を設置する者
- (4) 建築物の売買を業とする者で、販売を目的として所有する対象建築物に止水板

等を設置する者

- (5) 建築基準法第 85 条第 2 項、第 3 項又は第 5 項に定める仮設建築物に止水板等を設置する者
- (6) 市税を滞納している者
- (7) 規則第 5 条の 2 に定める暴力団員若しくは暴力団関係者又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象として不相当と認めた者  
(補助金の交付額)

第 6 条 この要綱による補助金の交付額は、止水板等設置工事に要した費用（この条において「対象経費」という。）の 2 分の 1 とし、一つの対象建築物について 50 万円を限度とする。この場合において、交付額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 この要綱による補助金の交付を受けようとする者が自ら止水板等設置工事を行った場合は、資材の購入に要した費用を対象経費とする。
- 3 交付額の算定にあたって、消費税及び地方消費税は、対象経費に含まないものとする。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する申請者にあつては、消費税及び地方消費税を対象経費に含むことができる。
  - (1) 個人事業者ではない個人
  - (2) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）における納税義務者とならない事業者
  - (3) 免税事業者
  - (4) 簡易課税事業者
  - (5) 消費税法別表第 3 に掲げる法人
- 4 この要綱による補助金の交付は、一つの対象建築物につき 1 回を限度とする。  
(交付申請)

第 7 条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、申請する年度の 12 月 28 日（土日祝日にあたる場合は、その直前の土日祝日でない日とする。）までに、規則第 5 条に基づき、止水板等設置工事補助金交付申請書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 代理人が前項の規定により申請をするときは、前項の関係書類のほか、委任状（別記様式第 2 号）を添付しなければならない。  
(交付決定)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があつたときは、規則第 6 条及び第 7 条に基づき、書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めた場合は、止水板等設置工事補助金交付決定通知書（別記様式第 3 号）により、補助金を交付することが適当でないと認めた場合は、止水板等設置工事補助金不交付決定通知書（別記様式第 4 号）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合に、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 申請者は、第1項の規定による交付決定の通知を受けるより前に止水板等設置工事に着手してはならない。

(工事内容等の変更申請及び取り下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による交付決定後において、申請書の内容に変更が生じた場合、又は申請を取り下げる場合は、関係書類を添付し、止水板等設置工事補助金変更交付申請書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、書類を審査し、交付決定の内容を変更することが適当であると認めた場合は、止水板等設置工事補助金変更交付決定通知書(別記様式第6号)により、交付決定の交付を変更することが適当でないと認めた場合は止水板等設置工事補助金変更不交付決定通知書(別記様式第7号)により、速やかに申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の変更交付決定をする場合に、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(実績報告)

第11条 申請者は、この要綱による補助金の交付が決定された止水板等設置工事が完了したときは、当該止水板等設置工事完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月の第2金曜日(祝日にあたる場合は、その直前の祝日でない日とする。)までのいずれか早い期日までに、規則第10条に基づき、止水板等設置工事補助金実績報告書(別記様式第8号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、規則第11条に基づき、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、止水板等設置工事補助金額確定通知書(別記様式第9号)により、申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定による補助金額の確定を受けた者は、請求書(別記様式第10号)により市長に補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求内容を審査の上、補助金を交付する。

(維持管理義務)

第14条 前条第2項の規定による補助金の交付を受けた者は、工事の完了後、当該止水板等を良好に維持管理しなければならない。

2 補助行為により取得又は増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸付し、担保に供し、又は取り壊してはならない。

- 3 補助行為により取得し又は増加した財産を市長の承認を受けて処分する場合には、市長は、補助金の交付を受けた行為者に対し、その交付した補助金の全額又は一部に相当する額を返還すべきことを命ずることができる。
- 4 この要綱による補助金の交付を受けて設置した止水板等、又は止水板等設置工事により、申請者又は第三者に事故、問題等が生じても、市はいかなる責も負わないものとする。
- 5 止水板等を設置した後に対象建築物への浸水被害が発生した場合において、市はいかなる責も負わないものとする。

(交付決定の取消等)

第 15 条 市長は、この要綱による補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、また既に交付した補助金の全額又は一部に相当する額を返還すべきことを命ずることができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく、止水板等設置工事を著しく遅延させ、完了の見込みがないと認められるとき。
- (3) 申請書が提出された年度内に、第 11 条の規定による実績報告がないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱又は法令の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、止水板等設置工事補助金交付決定取消通知書（別記様式第 11 号）により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。